

2012 年度 総会議案書

- I. 2011年度活動総括
- II. 第1号議案 2012年度活動方針
- III. 第2号議案 2011年度決算報告と2012年度予算提案

2012 年 7 月 26 日 18 時 30 分

@大阪外国語大学記念会館

大阪大学箕面地区教職員組合

2012 年度総会議案書

ごあいさつ

みなさまのお手元に、大阪大学箕面地区教職員組合 2011 年度総会議案書をお届けします。

私は昨年 7 月末の執行委員交替で委員長となりましたが、しばらくずっと組合の仕事からは離れていて、阪大との統合以降ははじめての役となりました。就任の翌週には、いきなり「数か月闘ってようやく実現した」という団体交渉に臨み、何をしたらいいかわからないまま、初めてお目にかかる 10 名以上並んだ人事課の背広男たちを相手に、しゃべり続けました。今思うと、どの背広が誰で、どのくらいしたたかで油断のならない相手かも知らず、ずいぶん適当なことを言っていたような気がします。

その後、9 月には突然の外国語学部非常勤予算ゼロ問題が浮上し、今年 3 月末には第 1 回の賃金引き下げで 3 6 協定を握ってぎりぎりの攻防線となり、そして 7 月には平均 7.8% という給与大幅削減の問題で全学反対署名や団体交渉、と息つく暇もない日々となりました。

この 1 年さまざま問題が降りかかり、その中には外国人宿舎の改修や非常勤予算ゼロ撤回など、成果のあるものもありました。しかし、こと賃金問題に関しては、大阪大学という大きな山は、私たちの力ではびくとも動かず、必死で闘ってきたことが何の成果も結ばなかったという徒労感も否めません。

しかし、私の生来の性格か、はては世の常なのか、今振り返りながら議案書を執筆していると、日々感じていたあのむなしさや疲労は不思議と半分ほど消えています。反省点を整理しても、意外にもよかった点、前進したと思える点などが次々浮かんできます（自己批判能力に欠けた能天気といってしまうかもしれませんが）。

今私が振り返ってもっともよかったと思えるのは、学内の他の組合や他地区の過半数代表の方々と、多くの意見交換や議論を通して、相互理解と信頼感が生まれたことです。非常勤予算問題の時には、附属病院の看護師組合までが心から温かいエールを当組合に送ってくれました。団体交渉では、阪大組合と歩調を合わせ共闘しました。また、部局も職種も勤務環境もまったくちがう 4 地区の過半数代表が、最初はまるで考えがすれ違っていたのに、時間をかけて激論を積み重ねながら理解と信頼をはぐくみ、結果として共同の要望書を出し、千名を超える全学教職員の賛同署名を集めることができました。

人はみな考え方が違うし、私を含めほとんどの人間は欠点やクセや偏ったところがある存在だと思っています。ツルツルの球体のように完璧な人はおらず、それぞれでこぼこだらけですが、互いのいい所が磁石のように引きつけあい、くっつき繋がっていくことで、大きな力が生まれてくるのではないかと思います。阪大はたしかに簡単に動くことのない巨大な山ですし、突然に大きな地殻変動を起こすこともできないでしょう。しかし、ここ

2012 年度総会議案書

で働く大勢の教職員が信頼でつながり合い、一緒に「働く者をもっと大切に」「もっと私たちの声を聞いて」としつこくあきらめず訴えていけば、山頂から見える風景も変わっていくでしょう。実はすでにちょっとずつ変わり始めているのではないかと、いう気もしています。最後にまた能天気な感想となってしまいました。

1年間のご理解とご協力、どうもありがとうございました。執行委員一同、心よりお礼申し上げます。

大阪大学箕面地区教職員組合 2011 年度執行委員長
岡本真理

追記：この文章を書き上げた直後、7月9日にうれしいニュースが届きました。中央労働委員会から大学に命令書が下され、大学が組合に行っていたことがふたたび不当労働行為と認定されました。大学はこれを受けて7月13日に組合に対し謝罪し、二度とこのような行為をしないと誓い、足かけ4年に及ぶ闘争に終止符が打たれました。この勝利は、元書記長の森垣さんと現書記長の今岡さんをはじめ、ここ数年の執行委員の方々の努力の結晶です。教職員が粘り強く正論を主張し続けることがこの大学を確実に変えるのだと証明された瞬間でした。あらためて、関係者のみなさまにお礼申し上げます。

I. 2011 年度活動総括

1. 団体交渉

(1) 不当労働行為

新年度最初の団体交渉は、8月2日に開催された。しかし、これは6月24日に14項目の団体交渉を申し入れたものであった。

この異常な事態は、少し遡って振り返らないとわかりにくい。6月24日の申入れの2つの日程案（9時から11時、10時から12時）に対し、大阪大学はすべて否定し、昼休み12時から13時、17時30分から18時30分の時間帯の4つの日程案で返答してきました。いずれも都合が悪いので組合から出した6つの日程案（9時から11時、8時30分から10時20分）に対し、大阪大学は6案（9時から10時、12時から13時、17時30分から18時30分）を提案しました。そこで、7月1日には、両者の一致した7月14日9時箕面地区で団体交渉をすることが決まりました。にもかかわらず、大阪大学は、それよりも先に、「勤務時間内に団体交渉を行なう場合は、給与支払いの有無等について事前に労使間で合意に達する必要がある」と申し入れてきました。団体交渉の開催を拒む大阪大学に対して、組合は7月12日に「新たな不当労働行為に抗議する」を申入れ、大学は14日に反論してきました。7月20日、大学は新たに2つの日程案（いずれも17:30～18:30）を出してきたので、「団体交渉が成立しない根本的原因について」「時間指定の傲慢さについて—団体交渉が実現しない根本原因その2」申し入れて抗議しました。

この新たな不当労働行為は、大阪大学自身が大阪府労働委員会の不当労働行為命令を不服とし、自ら再審を求めている最中に繰り返されたことです。（7月7日再審査第一回調査）

このように大学が団体交渉の中身に入らせない状態が続きました。夏休みに入った8月2日なら17時30分からの時間で団体交渉に参加することができるので、この日程で団体交渉を受けました。こういう経緯があり、前年度の執行部が6月に申入れした団体交渉項目を今年度の執行部が8月に交渉することになったのです。

14 の団体交渉項目

- ① 大阪大学は旧外大教員に保証された 65 才定年時の退職金を満額支払うこと
- ② 大阪大学は外国人特任教員の帰国旅費を支払うべきである
- ③ 大阪大学は事務補佐員の雇止めを即刻やめるべきである
- ④ 大阪大学は事務補佐員の交通費を賃金とは別途支払うべきだ
- ⑤ 大阪大学は駐車場を無料化すべきである
- ⑥ 大阪大学は 64 才、65 才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない
- ⑦ 大阪大学は東日本大震災および福島第一原発事故を理由に我々教職員の賃金を下げてはならない。
- ⑧ 大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすべきである
- ⑨ 大阪大学は小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮をすべきである
- ⑩ 大阪大学は外国人教員およびその家族が安心して生活し、勤務が続けられるよう、十分なサポート体制を敷くべきである。
- ⑪ 大阪大学は節電のためにエアコン使用の制限を行なうのであれば、箕面キャンパス構内で植樹を行なうべきである
- ⑫ 大阪大学は箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すべきである
- ⑬ 大阪大学は産前休暇について見直しを行なうべきである
- ⑭ 大阪大学は総長の選考方法を見直し、改善すべきである。

この交渉には外国人の教員が参加し、帰国旅費の問題、外国人宿舎の老朽化の問題について直接訴えました。組合はその日の内に①団体交渉のルール、②駐車場有料化問題、外国人宿舎の調査について再度申し入れました。その他の項目は継続交渉中です。

(2) 駐車場料金問題

鷺田清一学長への申入れ 2011 年 8 月 2 日「入構・駐車場料金の使途について」
総務企画部長中村信一回答 2011 年 8 月 10 日

平野俊夫学長への申入れ 9 月 26 日
総務課企画部長中村信一回答 2011 年 10 月 5 日

平野俊夫学長への申入れ 2011 年 10 月 20 日 「箕面地区の駐車場料金問題に
ついて」

総務企画部長中村信一回答 2011 年 10 月 28 日

駐車場料金化問題は、原因者負担の実態のわかる資料の提示を求めました。大阪大学は、箕面地区のみの収支を提示することはできないと回答してきました。資料として、

- 「平成 20 年度 車両入構・駐車整理料収支報告」、
- 「平成 20 年度構内交通安全対策助成金 収支報告」、
- 「平成 21 年度 車両入構・駐車整理料収支報告」、
- 「平成 22 年度 車両入構・駐車整理料収支報告」、
- 「平成 22 年度 構内整備費 内訳」を開示しました。

平成 20 年度の「構内交通安全対策助成金収支報告」によれば、前年度からの繰越額が約 9592 万円、翌年度繰越金は約 1 億 6107 万円となっています。驚くべき数字です。平成 21 年度以降は、同じ項目の表ではなく、「車両入構・駐車整理料収支報告」となり、前年度からの繰越額、翌年度の繰越金が書かれておらず、収入と収支の数をぴったりあわせるかのように、前年度にはない項目、構内整備費が膨れ上がっています。平成 21 年度で 4613 万円という数字になっていますが、平成 21 年度には内訳がありません。ただ、項目のところに「道路センターライン等引直その他」と書かれています。4000 万円以上のお金をつかって、いったい、センターラインをどれだけ引いたのでしょうか？平成 22 年度は 4557 万円という数字になり、この内訳には、点字ブロック敷設、スクールバス停設置、駐輪場整備などの費用があげられています。大阪大学は、「原因者負担の観点から、入構者の車両入構・駐車整理料をもって賄うべきもの」と私た

ちに回答しました。大学の開示した資料は、車両入構・駐車整理料の流用を示す根拠資料です。

私たちは、10月28日の申入れで①箕面地区の平成20年度以降の車両入構・駐車整理料の支払い者数・支払い額を示すこと、②箕面地区で支出された入構・駐車整理にかかわる人経費や構内整備費について、平成20年度以降も明らかにすることを求めました。また、スクールバス停によって片側通行になり、安全運行に支障をきたしていることも申し入れました。

これに対する大阪大学の回答は、

これまでの回答と変わるものはありませんでした。阪大と外大が統合する時にすでに決められたことである、と。また、大学として基準を統一する、と。

先日の言社専攻の教授会で平成23年度の予算決算案が出ましたが、交通安全対策費という項目がありました。3,006,000円の予算、2,990,700の決算。大学が構内の安全と美化をはかるために駐車場料金を徴収するなら、部局から出す必要があるのでしょうか？

駐車場料金化問題、あきらめずに追及していく必要があります。

(3) 外国人宿舎問題

団体交渉 2011 年 8 月 2 日

平野俊夫学長への申入れ 2011 年 8 月 5 日 小野原外国人教師宿舎の設備等改善について

総務企画部長中村信一回答 2011 年 8 月 31 日

9 月上旬から施設部が実態調査の予告、中旬に専門業者の調査等、下旬には専門業者の報告書、10 月に順次整備ということになりました。費用があまりかからない修理、壁紙の張り替えやクーラー、掃除機の取り替えについては、施設部が迅速に対応してくれました。

今年度、施設の老朽化に備える費用を部局から中央に上納することになりました。小野原の外国人宿舎は築 40 年を越えています。備品の電化製品も古くなっています。外国人教員の労働・生活条件は外国語学部の教育の質に影響を与えます。これからも外国人教員といっしょに要求し、闘っていく必要があります。

また、調査の結果について、日本語を母語にしない外国人教員には少なくとも英語で回答するように申入れましたが、総務企画部長の回答は「細かなニュアンスが通じない恐れもある」と拒否するものでした。現場に来る会計課や施設課の職員は一生懸命コミュニケーションを図っています。専攻語の教員も協力しています。目に見えて老朽化した宿舎の問題で質疑応答するのに、「ニュアンス」まで心配する必要があるのでしょうか？日本語で押し通すことが、まったく通じない状態であることがわからないのでしょうか？大阪大学は国際化において「灯台もと暮らし」であることを反省し、自己改革していく必要があります。

(4) 賞与引き下げ問題

平野俊夫学長への抗議および申入れ 2011 年 12 月 2 日 「賞与の一方的引き下げについての抗議および団体交渉申入れ」

総務企画部長中村信一回答 2011 年 12 月 7 日

11 月 29 日に公表された 12 月の支給基準によると、支給割合は 2.02 月分。6 月の 1.87 月分とあわせると、年間 3.89 月分となり、国家公務員の 3.95 月分より下回ります。

これに対して、①賞与の支給割合という重要な労働条件について労働組合に意見を求めることなく、労使対等に協議して決めることもなく、決まった事として公表したことを抗議し、②賞与を減らす合理的な理由の説明を求め、③日本語を母語としない労働者に対する説明責任を果たすよう求めました。

これに対する大阪大学の回答は、①大学は事前協議約款等の締結はしていないので、労働組合に対してのみ事前に通知を行うという方法はとっていない。労働組合から交渉要求があれば、誠実に対応する。11 月 14 日付けで基準案を全教職員に通知し、2 週間おいて交渉要求に備えたものの、要求がなかったので、学内の合意を経て、正式決定したことを周知した。②国家公務員と比べて低くなるというのは誤解であり、国家公務員への支給額を常に保障することまで約束していない。という内容です。

賃金減額問題においては、大学は、組合に対し説明会を開き、組合に対し団体交渉を申し入れました。その時、その場限りの対応にあきれるばかりか、問題の重要性によってはなりふりかまわない姿勢に、同じ大阪大学人として恥ずかしい限りです。

(5) 非常勤講師予算 0 問題

声明 2011 年 10 月 24 日 「大阪大学外国語学部非常勤講師予算の大幅な削減に抗議する」

東島清理事への申入れ 2011 年 10 月 28 日 「外国語学部非常勤講師および学生への説明会開催を求めます」

東島清理事への申入れ 2011 年 11 月 11 日 「再度、外国語学部非常勤講師および学生への説明会開催を求めます」

東島清理事回答 2011 年 11 月 17 日

東島清理事への申入れ 2011 年 12 月 2 日 「外国語学部学生および非常勤講師への説明会開催を求めます」

この件では、組合はいち早くニュースを発行し（教授会でも評価する発言がありました）、

1. 大阪大学は、大学構成員の主体性を根本から否定した独断的な一連の措置を今すぐ撤回せよ。
 2. 学生の教育水準を著しく損なう乱暴な非常勤削減案を今すぐ撤回せよ。
 3. 非常勤講師の大量解雇につながる非常勤予算削減案を今すぐ撤回せよ。
- という点について申入れや声明を出しました。

また組合員がつぶやいたツイートを朝日新聞記者が拾い、早期に東島理事に取材をし、世論の関心を集めたことが追い風になりました。

最終的には東島理事は教授会の決定した削減案を認めました。つまり、統合後の学生数に応じたカリキュラムにあわせた非常勤講師担当コマ数に落ち着きました。しかし、削減対象となった非常勤講師の問題は解決していません。非正規雇用者が半数を越えようとしている社会において、正規雇用者を中心とする労働組合は非正規雇用者と共闘するようになっていきます。私たちの運動の在り方も、ことあるごとに立ち止まって、点検する必要があります。

また、学生の中にも、自分たちのカリキュラムの問題として説明会に参加し、声をあげる動きが生まれました。

大学に説明会を要求し、開催させても、会場を埋め尽くすほどの参加者はいません。集りにくい曜日、時間帯に設定されることも、授業数が多く、2つのキャンパスにまたがっていることも要因となっています。しかし、公式に開かれる質疑の場にはできるだけ多くの人に参加するよう、組合からもっと働きかける必要があります。

(6) 給与規程改正

平野俊夫学長への団体交渉の申入れ 2012年3月16日

総務企画部長中村信一回答 2012年3月23日

平野俊夫学長への団体交渉申入れ 2012年3月23日 「団体交渉の申入れ」

総務企画部長中村信一回答

給与については、次の2. にまとめました。

(7) 外国人教員受け入れ体制改善問題

平野俊夫学長への申入れ 2012年5月10日「外国語学部外国人特任教員受け入れ体制改善について」

総務企画部長中村信一回答 2012年5月25日

組合は①帰国旅費の支給、②外国人の教員のサポート体制の確立を求めました。この申入れは、「国際化」において遅れている総務企画部にもわかるように、現場でサポートする日本人教員と職員がいつ、どこで、何に困っているかということをも明らかにした提言型の申入れをしました。にもかかわらず、ゼロ回答でした。大学はあれもしている、これもしていると「努力」を書き連ねています。私たちは、かゆいところに手が届いていないから提言をしているのですが、大阪大学は「かゆい」事実にも向きあい、どうすれば改善できるのか、現場の意見を聞こうとしません。

日本社会には外国人移住労働者がたくさん働いています。日本で働くことになっても、その外国人がもっている文化的背景を尊重してこそ、その人の人権が守られます。一般社会では市民が努力をして様々な成果が生まれています。大阪大学は「国際化」が遅れています。ここで働く外国人労働者にむきあうことで「国際化」とは何か、学ぶ必要があります。

(8) 賃金減額問題

大学から組合への説明会 6月4日

平野俊夫学長への公開質問状 2012年6月4日

総務企画部長中村信一回答 2012年6月6日

尾山理事から組合への団体交渉 6月21日

組合から平野俊夫学長への団体交渉申入

団体交渉 6月28日

賃金減額問題についても、次の2. にまとめました。

2. 賃金削減・減額問題

今年度は、最も重要な労働条件である賃金の削減が行なわれました。組合は阻止することができませんでした。砂をかむ思いで、振り返っておきたいと思えます。

給与問題関連の活動は、大きく分けて①4月1日付の給与減額(0.23%)と②7月1日付の給与減額(平均7.77%、賞与10%)への対応である。

(1) 4月1日付の給与削減への対応

大学は人事院勧告に準拠して、4月1日から0.23%の給与引き下げを行うことについて、3月16日に過半数代表への説明会が行われた。箕面を除く3地区は、3月16日の説明会后、その場で36協定に押印したが、箕面地区は、今後の組合との団体交渉で誠実な労使交渉を行ってからとして、押印しなかった。

その後3月23日、29日の2回にわたって、阪大組合との合同団体交渉があった。

組合からの意見は、

- ① 人勧準拠といいながら、実際の国立大学法人の給与はすでに国家公務員より低い(国家公務員の給与を100とすると、阪大職員は90以下)、さらに公務員の労働時間は7時間45分なのに、阪大は8時間であり、国家公務員と実態が異なる。
- ② 大学側は「納税者・国民から社会的理解を得られない」の表現を繰り返し、大学で働く者の不利益変更を重ねているが、我々は「国民に奉仕する仕事」をしており、その対価を正当に受け取る権利があるという見方が大学側の論理には欠落している。
- ③ 旧外大教職員にはすでに退職金減額という大きな不利益変更が存在し、今後のさらなる給与削減の可能性(7.8%)も見通せば、2重3重の不利益変更である。

という点を主張し、撤回を迫った。しかし、大学はこれを塵とも譲らなかった。

しかし、以下の点に限り、大学は組合に応じた。

- ① 2年後(H26年3月)に大学が求めている現給保障の廃止については、継続交渉とすること。
- ② 4月1日からの給与改定にあわせて役職員の身を切る覚悟を示すこと→理事

は 0.5%の報酬減となることを明言した。

③ 今回の給与改定で各種の影響を受ける人数を示すこと。

ただし、箕面組合は減給対象者全員に具体的にいくらの給与減かを示すことを要求したが、大学はこれに応じなかった。実務の混乱を回避するため、3月30日にやむなく箕面地区も36協定に調印した。

(2) 7月1日付の給与削減(平均7.77%, 賞与10%)

■過半数代表への説明会(5月23日)

冒頭で、短時間出席した平野総長から簡単な挨拶があり、今回の給与削減は厳しいものだが、情勢に鑑み致しかたない、構成員の理解と協力を得たい旨の話があった。

削減案の内容は、職務の級の下位で4,77%, 中位で7,77%, 上位で9,77%を基本給から差し引き、賞与および管理職手当は10%削減するというものであった(任期付き教職員にも適用)。また、医療職基本給適用者は「いったん引いてから大学が同額補てんする」という形で実質削減は行わない、とした。

過半数代表から、本提案は重要なことなので、全学教職員を対象に3つのキャンパスすべてで説明会を開くよう要請し、それを受けて大学は6月5日、6日両日、説明会を開催した。

■組合への説明会(6月1日)

大学は、阪大組合、産研組合、箕面組合の3者にたいし説明会を開き、給与削減案の具体的内容を再び提示した。それにたいし、組合からは次の問題点を指摘した。

- ① このような給与の大幅削減は、教職員とその家族の生活設計に根本的で深刻な打撃を与える。
- ② 運営費交付金の削減の時期も金額もまったく決まっていない段階で、このような措置を講じることに納得がいかない。また、「復興のため」というのが理由であれば、何にいくらいるから国立大学が負担するのか明確にしてからではないか。
- ③ 独立行政法人であるなら、国家公務員の給与削減をまる写しにするのではなく、本学の財政状況を検討し、他を削ってでも教職員の生活の質を守る努力

を精一杯払うべきである、その上で、苦しい内情をきっちり労働者に説明し、労使が協議を尽くして給与を決めるのが、「独立」した法人のあるべき姿である。

- ④ 将来、実際に運営費交付金が削減されたとしても、それが教職員の給与減額の総額より結果として少なくなることが十分にありうるが、それは本来の給与として再配分するべきである。
- ⑤ 経営努力による給与削減回避もしない役員報酬について、一般教授や教職員と同レベルの削減（9.77%）で済ますことは、教職員の納得を得られるものではない。
- ⑥ 大学が震災後の日本社会に貢献すべくは、教職員の給与削減ではなく、教育と先端的研究により社会の復興を助けることである。政府・財務相ひいては文科省の対応を怖れてその圧力に屈し、構成員へ犠牲を強いることは、働く者の労働意欲を低下させ、また自立的教育研究の府としての社会的信用を落すことにしかない。

■箕面組合から総長への公開質問状（6月4日）

過半数代表への説明会で、総長が「震災復興のために給与削減に強く反対するのは難しい」と説明したことを受け、箕面組合は以下の2点について総長自身の考えを直接構成員に伝えてもらうため、公開質問状を出した。

- ① 大阪大学の長として、本学は3.11後の社会の創造的復興と再生に対し、何をどのようにするべきと考えるか？
- ② 政府の圧力に端を発する“自主的な”運営費交付金一部返納を給与大幅カットによって行うことが、震災復興のために大学人が行うべき最善の策であるか？またそれは、震災復興の具体的にどのようなことに使われるのかを確認した上での方針決定か？

これにたいし、6月6日付の回答は、総務企画部長の文書であった。組合は大学経営陣のトップとしての総長の考えを訊ねるものとして、再度総長に送付したが、これについて14日の団体交渉の席上で、総務企画部長が口頭で再度、「あの内容は総長も確認しており大学の考えである」と繰り返した。回答内容は、「人件費の多くを運営費交付金で賄っている大学が国と異なる措置を取っては、国民の理解が得られない」というものであった。

■ 4 地区過半数代表による「総長への要望書」およびそれに賛同する全学署名運動（6月11日～22日）

4地区の過半数代表は協議を重ね、7月1日から大学が実施しようとしている給与削減は実施の理由・時期・内容ともに合理性に欠け、かつ本学教職員の生活を深刻に脅かすものであると判断し、その再考を大学に求める全学的署名を行うことにした。まず、総長に対する要望書をまとめ、それに対する賛同署名を募った。

箕面では、6月12日に教職員全員への署名用紙配布、メール配信を行い、活動を開始した。吹田・豊中では、それぞれ20を超える部局の過半数代表者を通して署名を集めた。また、実際に給与減額対象者の少ない附属病院でも、積極的な署名運動が展開された。

その間、定例役員会が6月20日に予定されていたため、その前に4過半数代表連名で、「役員会での拙速な提案・承認をしないよう」要望書を提出した。結局20日には役員会は行われなかった旨、労務担当理事から回答があった。

10日間で集まった署名の数は、6月22日時点で1,030人分（豊中地区 539名、吹田地区 265名、附属病院 109名、箕面地区 117名）、29日までには計1,070名となった。

集めた署名は、各部局ごとに人数を集計し、氏名公表を許可した人についてはそのリスト、および署名用紙を添えた。6月22日に過半数代表3名で総長室を訪れ（病院地区除く）、総長にこれを直接手渡しし、教職員の声を真摯に受けとめることと削減案を再考することを申し入れた。

■ 団体交渉は2回（6月14日、6月28日）

箕面組合は給与問題に関して2回の団体交渉（箕面単独）を行った。当初、大学は6月1日の組合向け説明会も「実質的な団体交渉である」などという表現を使った。組合は、それは説明会であって、団体交渉ではない、大学が団体交渉を望むなら、組合に対して申し入れること、と伝えた。すると、大学は早速「団体交渉申し入れ」文書を課長名で作成、組合に送付した（6月8日）。また、後日、こちらから頼みもしないのに同じ内容の文書を、今後は労務理事名で再送付してきた（6月12日）。

従来、こちらから団交申し入れをしたときは、大学は「勤務時間中の交渉は

賃金カット」などと言い張り、何カ月も団交に応じず、さらに2度も労働委員会で負けてもなお「勤務時間中の団体交渉」を絶対に認めなかった。しかし、この期に及んで、そんな過去がまるでなかったかのように、組合に対してさっさと「団体交渉の申し入れ」を行い、しかも自ら勤務時間中を提案してきた。また、7月1日施行のためにはプライドもかなぐり捨てて、労務担当理事自らも箕面の山まで足を運ぶなど、「誠実な交渉」のポイント稼ぎに必死となったといえる。

■団体交渉での要求項目

6月28日の団体交渉では、それまで大学側はみずから出した削減提案を当初のかたちのまま繰り返し、一方的に了解を求める説明に終始したことを批判し、組合からの提案を受けて歩み寄り、妥協点を見出すという「交渉」の本来の語義に基づき対応するよう求めた。

組合からの対案として、

- 1) 運営費交付金が100%を占める国家公務員とは異なる国立大学法人の財務状況に基づき、現提案の減額率にたいして、しかるべき緩和措置を講ずること。
 - 2) 任期制教職員の生活設計への深刻な打撃に十分に配慮し、給与削減対象から外すこと。
 - 3) 万が一にも国家公務員と同等の削減率を適応した場合、職員の1日の勤務時間を国家公務員と同等の7時間45分とすること。すなわち、15分短縮すること。
 - 4) 今年度の運営費交付金の削減額が、結果として今回の給与減額措置の総額に満たなかった場合、ただちに組合にその詳細を公表し、使途について交渉に応じること。
 - 5) 教職員の生活の質を破壊し、不利益変更を行う責任を十分に償うため、役員報酬を3割減とすること。
- の5点を要求した。

しかし、大学は、「人件費の大半が運営費交付金でまかなわれているので、国家公務員準拠は妥当」「任期制教職員も同じ給与表適用者であり、特別扱いできない」「勤務時間の短縮は給与減額措置と関係がない」「交付金の削減から剰余金が出た場合の措置については、大学として決定することであり、必ずしも組合

との交渉事項になるとは限らない」「役員は労働者ではないので、役員の報酬については労働組合との交渉項目ではない」と述べた。

さらに、この日の交渉の場で実質的な「交渉打ち切り」を一方向的に宣言し、「6月中の役員会でしかるべき決断をする」旨、組合に言い渡した。組合は同日付で大学への申し入れ文書を提出し、上記交渉項目の検討を要請し、交渉の継続を求めた。

■臨時役員会による給与引き下げ決定（6月29日）

6月29日夕方、人事課は過半数代表に給与引き下げを決定した旨連絡をしてきた。同時に、大学HPに「総長からのメッセージ」を掲載し、各部局を通して全教職員に通知を行った。また、7月2日には、箕面組合にたいし、総務企画部長名でこれまでの団体交渉の経緯と大学の考えをまとめた文書が送られてきた。

意見書に関しては、大学の再三の要求に、4過半数代表は「重大な問題で学内の意見集約ができていない」と提出期限の延長を繰り返し要求した。大学は、当初6月11日としていたが、それを6月18日に延期した。豊中と附属病院は、役員会で意見書が審議される可能性を考え、18日に提出した。吹田は部局によりさまざまな意見があるとして、署名提出と同時に22日に提出した。箕面は、過半数代表の意見は要望書の中に十分に述べられているので、①現時点で意見書を提出することにより、7月1日までに労働基準監督署へ就業規則改定の申告を可能にする恐れがある、②署名などの大きな反対意見を踏まえて大学は新たな提案をすべきであり、その提案についての協議に応じてから意見書を提出すべき、と判断し、意見書の早期提出を拒んだ。結果として、大学は箕面地区を除く3地区の意見書を添えて、6月29日、労基署に就業規則改定を提出した。

■過半数代表から全学教職員へのメッセージ（7月4日）および総長への抗議文（7月5日）

多くの教職員の反対の声を事実上無視して給与削減を決定したことに対し、過半数代表は連名で総長に抗議文を出すことに決めた。また、豊中や吹田など広大なキャンパスに多くの部局が散らばっているところでは、署名運動の情報が十分に伝わらない、またこの問題の本質を考えるべき情報も共有されていないという問題を重視し、まずは全学教職員に向けて署名への協力に感謝し、過半数代表が見る給与削減の「真の問題点」を伝えるメッセージを発することに

した。そこで、「震災復興」という名目上の理由の裏で、本質は「公務員準拠」の政府の圧力に大学が屈した結果であることを説明し、また教職員の声を大事にし、自立した法人となるための努力を行うよう、過半数代表は今後も大学に働きかけていくことを伝えた。

また総長に対する抗議および要望の文書では、大阪大学の自立性のなさ、教職員をないがしろにする姿勢を批判し、上記の要望を提出した。なお、同じ文書は各学内理事にも送付した。

(3) 給与問題に関する取り組みの反省と課題

■団体交渉のあり方

7月の給与改定問題に関して、団体交渉のあり方を巡る大学の姿勢がどんどん変化したことは奇妙であった。従来、大学は①「勤務時間内の団交は賃金カット」②箕面組合に対して差別的扱いとなる課長名の文書発信、③決して大学から組合に団体交渉は申し入れない、という方針があった(前者2点に関しては、中央労働委員会からも改善勧告を受けている)。それが今回、なし崩し的に変化し、①勤務時間内の交渉を2度行い、②課長名文書を、頼みもしないのに理事名に改め再送する、③「団体交渉申し入れ」文書を組合に送ってくる、といった、過去をしらっと忘れたかのような対応をした。

これは、裏を返せば、7月1日に給与改定を施行することが、彼らの中で至上命題であり、そのためにはこれまでのプライドもかなぐり捨てるということであった。

「交渉」の内容は、組合から出した削減率の圧縮などの対案をまともに検討することもなく、いつも同じ一方的な「大学の説明」を繰り返し、「なぜご理解いただけない」と怒り、それで「交渉」をしたと言うのが大学の主張であった。

今後もまた減給提案があるのは必至である。特例措置が終了するH26年3月には”なし崩しの延長”が、また国家公務員の退職金400万円?減額提案が実現した場合に大学職員への適用の恐れがあり、そのたびに政府の運営費交付金削減方針が示され、大学はそれを至上命令と受け取り、邁進することが予想される。その時に、多少でもまともな労使交渉をさせるために組合はどうすべきか、今後も引き続き考えるべきである。

■阪大組合との連携

今回の給与問題で、阪大組合と情報交換や意見交換、共同の取り組みを通して連携を深めていけたことは、非常によかったと思う。2組合がいつも同じ方針で同じテンポで動くことは実際難しいが、共通するところでは合同で交渉する、また吹田と箕面に分かれても交渉するというかたちで、回数多く、さまざまな変化球を当局に投げていくことは、有効な手段であろう。今後も連絡を密にとり、相互に信頼関係を築き、共同歩調で取り組む努力を怠らないのが望ましい。

■全大教（全国大学高等専門学校教職員組合連合会）とのかかわり

全大教メーリングリストで随時配信される全国の大学の状況、各単組の取り組み、政府・文科省関連の情報などは、非常に有効であった。反省点は、もっと早くから阪大の状況についての報告を行うべきであったということである。また、全国の大学の取り組みの状況について組合員に知らせる活動も、余裕がなく、ほぼ手がつけられなかった。

全大教主催の会議（東京開催）に事務局として古泉さんが出席してくださり、貴重な情報や今後の方針への重要なアドバイスをしていただいたことは、非常にありがたいことであった。

（4）過半数代表の活動と今後の課題

7月の給与削減問題で、4地区の過半数代表が意見を交換し、共同で大学に働きかけることができたことは、非常に大きな前進である。昨年11月に岡本が過半数代表になってから、まず3月末に0.23%の給与削減問題があったが、そこでは4地区の過半数代表がそれぞれ思い思いに反対意見を言うものの、終わると各自さっさと意見書を出し、36協定に押印をし...といった調子で、各地区の代表の間には何の連携もなかった。大学もとりあえず過半数代表の意見には、「ハイそれはごもつともで...」とその場では慰労に対応するだけで、あとは何の影響も及ぼさない、形式的なものにすぎないという扱いであった。

しかし7月の給与大幅削減では、当初、全学説明会を開くつもりをしていなかった大学が過半数の意見を受けて開き（これは想定内だったと思われる）、4地区が共同で1,070人の署名を集めることは、大学の想定内にはなかったはずである。

まったく意見を聞き入れない点では変化がないとはいえ、今後は「過半数代表もここまで協力し合うのだ、これまでのように軽く扱うわけにいかない」と当局の姿勢は多少なりとも変わるであろう。これまでまったく形式的に過ぎなかった過半数代表の役割が、4 地区が連携することにより、本当に全学の労働者の意見を代表している存在だと大学に認識を改めさせることが重要である。労使対等の原則を言い続け、今回の説明会のように総長が出てくることを引き続き要求していく必要もあろう。

(5) 2011 年度の過半数代表者選出について

10 月 6 日から署名を集め、20 日に岡本委員長を過半数代表者として選出することができました。補佐人は酒井副委員長、今岡書記長、藤高書記局員です。

(組合ニュース 9 号より)

私たちの考える事業場の母数 279 人の内、155 人の方から同意書をいただき、過半数 140 を越え、岡本真理委員長が過半数代表者となりました。

私たちの考える事業場の範囲は、世界言語研究センター教員、職員、特任教員、事務補佐員、箕面キャンパスに研究室をもつ人間科学研究科教員、グローバルコラボレーションセンター教員、コミュニケーションデザインセンター教員、言語文化研究科言文専攻、言社専攻教員・職員・事務補佐員、外国語学部職員、事務補佐員、日本語日本文化教育センター教員、職員、事務補佐員、外国学図書館職員、事務補佐員、文書館設置準備室教員、職員、事務補佐員、学生部学生キャリア支援課職員、事務補佐員、国際交流オフィス学生交流推進課職員、事務補佐員、サイバーメディアセンター教員、情報推進部情報基盤課職員、事務補佐員、保健センター医師・看護師、事務補佐員です。

3. 大阪大学の不当労働行為、中央労働委員会でも認定。大学は謝罪。

不当労働行為問題

2011 年 3 月 17 日、大阪府労働委員会は大阪大学に対して次のような命令書を出しました。

「当法人が、貴組合らとの団体交渉において、開催時間及び開催場所の条件を限定したことは、大阪府労働委員会において労働組合法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。」という文書を速やかに手交しなければならない。

私たち組合は、何度も、この命令に従うように要請しました。しかし、大阪大学は「初審命令には事実認定および法律上の判断に誤りがあり、取り消されるべきである」との観点から中央労働委員会に再審申立をしました。この中央労働委員会が初審の命令をくつがえす結審をするまで、大阪府労働委員会の命令は有効です。大阪大学は法律に従わない大学になっています。

再審査も、大阪大学教職員組合と共闘し、7 月 7 日第一回調査、8 月 22 日第二回調査、9 月 29 日第三回調査、2012 年 3 月 5 日第一回審問が中央労働委員会（東京）行なわれましたが、在間弁護士、佐伯弁護士、中川弁護士との強いチームワークで乗り越えました。

この結果、7 月 9 日、中央労働委員会は大阪大学の再審査を棄却しました。命令は次のとおり。

命令書

再審査申立人

大阪府吹田市山田丘 1 番 1 号
国立大学法人大阪大学
代表者 学長 平野俊夫

再審査被申立人

大阪府箕面市栗生間谷東八丁目 1 番 1 号
大阪大学箕面地区教職員組合

代表者 執行委員長 岡本真理

同

大阪府吹田市山田丘 2 番 1 号

大阪大学教職員組合

代表者 執行委員長 望月太郎

上記当事者間の平成 23 年（不再）第 18 号事件（初審大阪府労委平成 22 年（不）第 38 号及び同第 40 号併合事件）について、
当委員会は、平成 24 年 6 月 6 日第 140 回第二部会において、部会長公益委員菅野和夫、公益委員仁田道夫、同藤重菜穂子、同島田陽一出席し、
合議の上、次のとおり命令する。

主文

I 本件再審申立てを棄却する。

II 初審命令主文第 1 項及び第 2 項を次のとおり変更する。

1 国立大学法人大阪大学は、大阪大学箕面地区教職員組合に対し、本命
令受領の日から一週間以内に、下記内容の文書を交付しなければならない。

記

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 岡本真理殿

国立大学法人大阪大学

学長 平野俊夫 印

当法人が、貴組合からなされた平成 21 年 7 月以降本件申立てまでの間の
団体交渉申入れに対し、開催時間につき昼休みの時間帯、開催場所について吹

田キャンパスのある吹田地区と限定したことが、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号の不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

2 国立大学法人大阪大学は、大阪大学教職員組合に対し、本命令書受領の日から一週間以内に、下記の内容を交付しなければならない。

記

大阪大学教職員組合
執行委員長 望月太郎殿

国立大学法人大阪大学
学長 平野俊夫 印

当法人が、貴組合からなされた平成21年7月以降本件申立てまでの間の団体交渉申入れに対し、開催時間につき昼休みの時間帯と限定したことが、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号の不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

7月11日、大阪大学教職員組合と連名で、中央労働委員会の命令の即時履行を申し入れました。

7月13日に文書を手渡したいという連絡がありました。
12時、箕面キャンパス中庭に企画部長、課長ら4名が学長名の文書を「交付」に来ました。

平成24年 7月13日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 岡本真理 殿

国立大学法人大阪大学

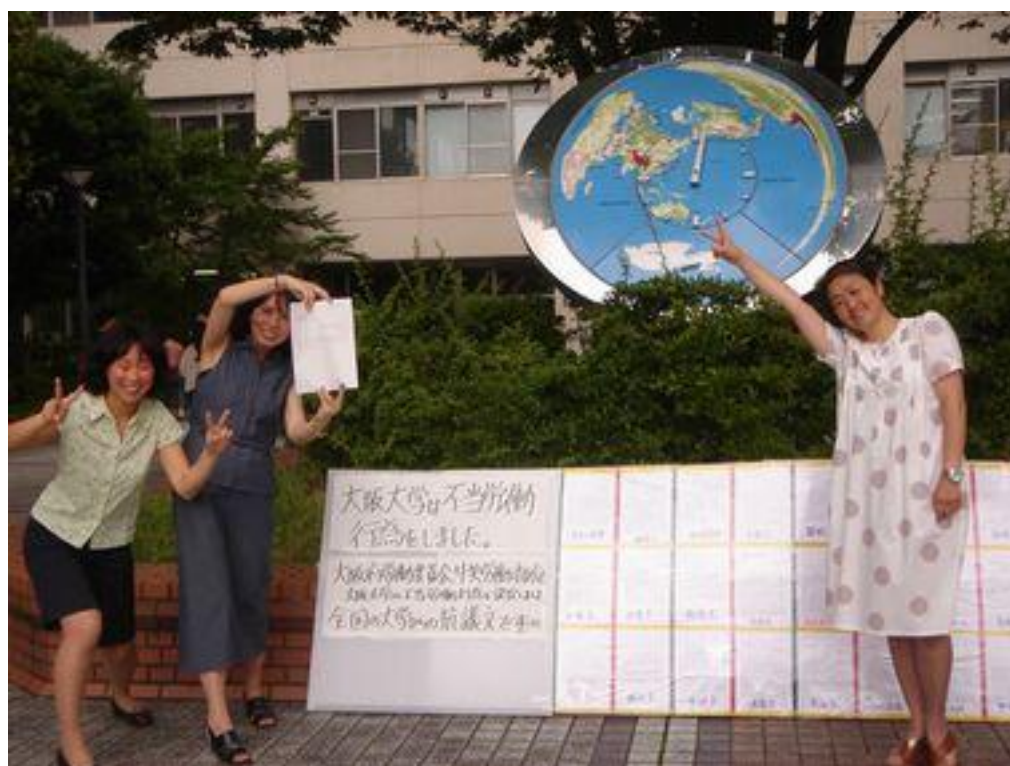
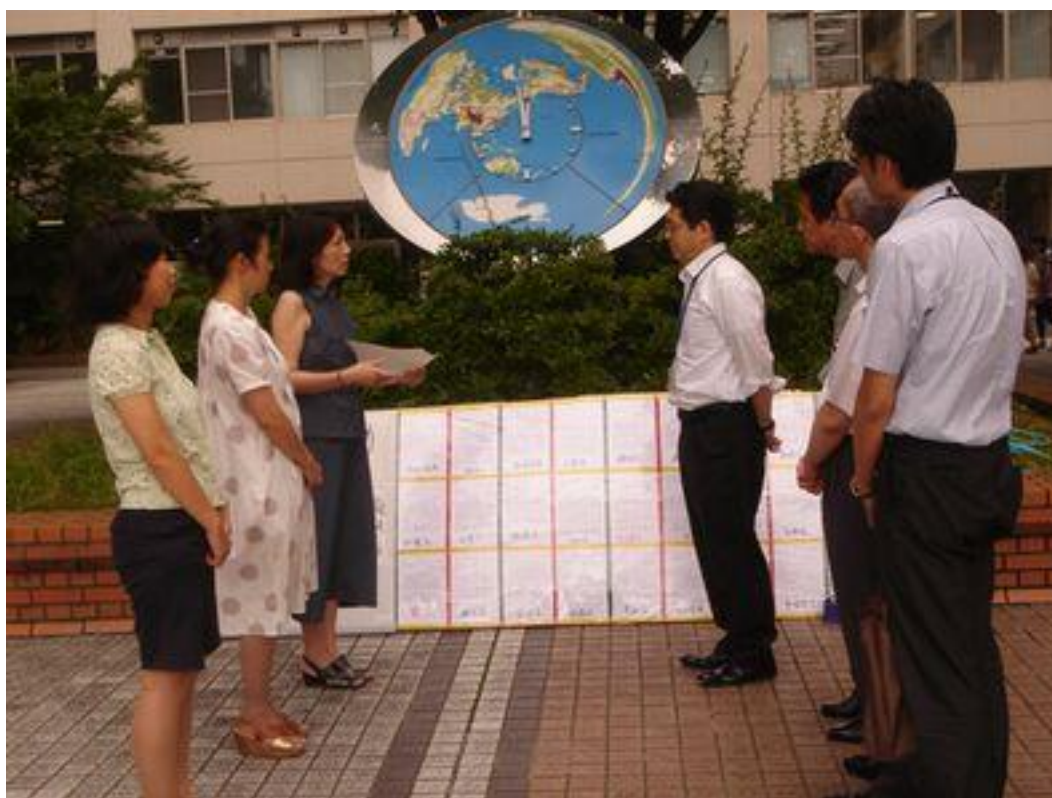
学長 平野

俊夫 (公印)

当法人が、貴組合からなされた平成21年7月以降本件申立てまでの間の
団体交渉申入れに対し、開催時間につき昼休みの時間帯、
開催場所につき吹田キャンパスのある吹田地区と限定したことが、
中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号の不当労働行為であると
認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

私たちは、中央労働委員会から命令をくだされた平野学長が来ることを求めま
したが、大学は、役員でもなく、従業員の筆頭である部長に謝罪の意を読み上
げさせました。



4. レクリエーション

2011 年度に実施したレクリエーション企画は以下の通りである。

2011 年 10 月 20 日（木）ランチ会

2011 年 11 月 4・5 日（土日）語劇を盛り上げる「食博」

2012 年 1 月 12 日（木）新春特別ランチ会

2012 年 3 月 8 日（木）歓送会

2012 年 4 月 12 日（木）教職員歓迎ランチパーティー

2012 年 4 月 29 日（日）春のレクリエーション「温泉で湯〜ったり」（参加者 8 名）

2012 年 5 月 31 日（木）給与引き下げ対策緊急ランチ会

本年度も恒例のランチ会を計 4 回開催した。新春メニュー、スイーツなど、参加者増大を狙った企画も取り入れたが、芳しい効果は見られなかった。日時を木曜日昼休みに設定しているのは、多くの参加を期待するためであるが、木曜日昼休みは、事務職員の方々は特に忙しい時間であり、なかなか参加しづらいとの声もある。参加者の獲得をどう実現していくかは、レクリエーション全体に共通する課題であろう。

5. 資料

申入れや回答文書は、組合のホームページをご覧ください。

<http://www.union-oufs.jp/>

組合ニュースや速報、過半数ニュースも、組合のホームページをご覧ください。

<http://www.union-oufs.jp/minoh/newstominoh/kumiainewstominohTop.htm>

I I . 第 1 号議案 次年度の活動方針

1. 団体交渉の課題

- 1) 大阪大学は旧外大教員に保証された 65 才定年時の退職金を満額支払うこと
 - ・ 専門委員を配置して、仮処分提訴の準備を始める必要があります。
- 2) 大阪大学は外国人特任教員の帰国旅費を支払うこと
- 3) 大阪大学は事務補佐員の雇止めを即刻やめること
- 4) 大阪大学は事務補佐員の交通費を賃金とは別途支払うこと
- 5) 大阪大学は駐車場を無料化すること
 - ・ 毎年収支とその内訳について提出させる必要があります。
- 6) 大阪大学は 64 才、65 才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない
- 7) 大阪大学は賃金減額について、労使対等の交渉の場で決定せず、また、合理的な理由が説明しなかったため、減額を撤回すること。あるいは、減額率を再考すること。
 - ・ 運営費交付金が決まる 11 月頃、私たちの賃金を減額し、召し上げたお金をどうするか、説明すると尾山理事が約束しました。その時、団体交渉をするために、全国の大学状況など、情報収集をして備える必要があります。
- 8) 大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすること
 - ・ 福島の市民は線量計とともに生活していますが、事故前がどうであったのか、わからないために比較が難しいと言います。活断層の上に建設された大飯原発が再稼働しました。福島第一原発の事故を自分の

問題ととらえ、キャンパスの構成員の安全（内外被曝）について関心を高めていく必要があります。

- 9) 大阪大学は小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮すること
 - ・外国人の先生に今年度の修繕の結果を聞いた上で、新たな要求を整理する必要があります。

- 1 0) 大阪大学は外国人教員およびその家族が安心して生活し、勤務が続けられるよう、十分なサポート体制をつくること。
 - ・外国語学部、言社専攻との交渉も考える必要があります。

- 1 1) 大阪大学は箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すること
 - ・組合としても、言文研究科と日日センター以外に所属している教職員が抱える問題を明らかにする必要があります。

- 1 2) 大阪大学は産前休暇について見直しを行なうこと

2. 組合活動の課題

1) 箕面地区過半数代表者選出

岡本委員長が過半数代表者であるのは9月末までです。次期委員長を箕面地区の代表に選出する準備をしなければなりません。

2) 未組織教職員を組合へ

団体交渉を有利に進めるのは、執行委員の交渉能力ではなく、組合員全体の力、組織力そのものです。過半数代表者として組合の委員長を支持してくださる教職員は多いので、組合に入ってくださいませしょう。また、組合に入りやすくするにはどうしたらいいのか、ということも様々な視点から検討していく必要があります。

3) 組合員間の交流

吹田・豊中キャンパスに異動しても、組合員であり続ける教職員はたくさんいます。今のところ、組合ニュースを送ることしかできていませんが、次年度こそ、交流の機会を設ける必要があります。

今年度は、「ここで働いていてよかった」と思える楽しくてためになる企画を実施することができませんでした。次年度は、組合員のポテンシャルを活かした企画を考える必要があります。

III. 第2号議案2011年度決算報告と2012年度予算提案

(次のファイルをご覧ください)